

## ■要綱第4第3号に基づき知事が認めるもの

要綱第4第3号の県民の生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないものであって、適正な再生利用が行われているものとして知事が認めるものは、次のとおりです。

<p>(金属ドロス)</p> <p>金属アルミニウムを30%以上含有するアルミニウムドロス 溶融亜鉛めっき工程から発生する亜鉛を含有する亜鉛ドロス及び亜鉛さい 銅を10%以上含有する銅さい及び集じん灰(集じん灰にあつては、金属の溶解 工程から発生するものに限る。)</p>
<p>(油類)</p> <p>潤滑油(ただし、金属加工油及び電気絶縁油(ポリ塩化ビフェニル化合物を含む ものに限る。))を除く。)及び動植物油の使用済みのもの並びにこれらの再生に より得られる再生油</p>
<p>(家畜排せつ物による堆肥)</p> <p>家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第1 12号)の規定に基づき、畜産業者が自ら行う家畜排せつ物の処理により製造す るたい肥</p>
<p>(建設汚泥再生品等)</p> <p>公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が実施する建設汚泥再生品等の有 価物該当性に係る審査認証業務において認証された建設汚泥再生品等</p>